



北マリアナ日本人会会則

会則 2011年2月22日__改正

2011年4月__発行

第一章 総則

第1条 (会の呼称)

本会は北マリアナ日本人会 (J A P A N E S E S O C I E T Y O F N O R T H E R N M A R I A N A) と呼称する。

第2条 (事務所)

本会は理事会の決定に従って事務所を設置する。

第3条 (目的)

本会は会員相互の扶助、親睦、知識の滋養、福祉の増進及び日本、北マリアナの親睦並びに地域社会への貢献を図ることを目的とする任意団体である。但し、本会は政治並びに宗教には関与しない。

第4条 (会員の資格及び権利)

1-1 名誉会長

在北マリアナ日本国領事に対して本人の同意を得て贈るものとする。

1-2 名誉会員

在北マリアナ日本国民又は、当会に対して特別な貢献を有する者で、会員が推薦し、理事会において承認された者。
但し、会費は免除する。

1-3 法人会員

日本資本の在北マリアナ法人もしくは、入会を希望し理事会で承認されたその他の北マリアナ法人で、第11条3項に定める会費を納めた法人を法人会員という。

1-4 一般会員

法人会員に属する個人並びに満18歳以上の家族で、北マリアナに在住する日本国民及びかつて日本国民で婚姻又はその他の理由で日本国籍を離れた者。

1-5 個人会員

北マリアナに在住する一般会員に属さない満18歳以上の日本国民及びかつて日本国民で婚姻又はその他の理由で日本国籍を離れた者並びに日系人で所定の会費を納めた者。

1-6 準会員

上記のいずれにも属さない者で、会員が推薦し理事会で承認され、所定の会費を納めた者。

2 個人、家族並びに法人会員は、理事の選挙権及び被選挙権を有し、総会における議決権が、個人会員は一票、法人会員は第11条2項に定める票数を有する。但し名誉会員、一般会員並びに準会員はこの権利を有しない。

第二章 理事会

第5条 (構成及び運営)

- 1 理事会は定時総会において法人会員及び個人会員より選出される18名の理事で構成され、本会の運営にあたる。
- 2 理事の任期は定時総会より次年度の定時総会までの1カ年とするが、理事の再任はこれを妨げない。
但し連続3期を限度とする。理事会が必要と認めた場合は更に1期延長することができる。尚、1年の2/3（8か月）以上理事の任に当たった場合これを1期とみなす。
- 3 理事に欠員が生じた場合は選挙後6か月以内に限り、次点者を得票の順位に従い逐次会長が任命する。又、選挙後6か月以内において次点者不在となった場合、又は、6か月以降においても、理事に欠員がある場合、会長は理事会の承認を得て個人並びに法人会員中より、それぞれ後任の理事を任命することができ、理事の総数を原則として14名以上をもって構成させなければならない。尚、後任理事の任期は前任者の後任期間とする。
- 4 理事会は原則として月1回、会長がこれを招集し全理事の3分の2以上の出席をもって成立し理事会の決議は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。但し、総会后第1回の理事会は前期の会長がこれを招集する。会長、副会長不在の場合の理事会の運営は、会長によって委嘱された理事によって行われる。
- 5 理事会への理事の出席は委任状による代理出席が認められない。但し法人理事は同一法人内の代理出席を認める。
- 6 理事は在任期間中連続3回以上定時理事会に欠席をしてはならず、この出席義務を怠った理事は理事会の承認を得て会長が解任する事ができる。但しロタ、テニアン理事を除くものとする。
- 7 会長、及び理事会で承認された者は、理事会を傍聴できる。

第三章 役員

第6条 (会長、副会長、書記及び会計)

- 1 本会に会長1名、副会長2名、書記1名及び会計1名を置く。
- 2 総会后、第1回目の理事会において理事より役員を互選により選出する。
- 3 会長は、本会を代表し理事会の運営を総括する。会長に事故があるとき、又は在任中に離任する際は副会長が残任期間その任にあたる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長不在の際はこれを代理する。副会長が在任中に事故があるとき、又は離任する際は、理事会において理事中より互選により選出する。
- 5 書記は総会、理事会における議事録の作成並びに保管、その他必要とする業務を行う。
- 6 会計は本会の会計業務を管理する。会計が在任中に事故がある時、又は離任する際は、理事会において理事中より互選により選出する。

第四章 総会

第7条 (運営)

- 1 定時総会は毎年4月に開催し、臨時総会は理事会の決議又は個人並びに法人会員の持票数のそれぞれの3分の1以上の要求があったとき、会長がこれを招集する。
- 2 総会においては、議長を会長、副会長、理事以外より選出する。
- 3 総会は、個人並びに法人会員の持票数の過半数の出席によって成立し、総会の決議は出席者の3分の2以上による賛成を必要とする。
- 4 委任状は、全ての議決権に適用する。

第8条 (決議事項)

- 1 定時総会において、年次事業計画、会計報告、次年度の事業計画（案）及び予算（案）、理事の選出、その他理事会において、総会の決議が必要と認められた事項を議決する。
- 2 次に掲げる次項は、総会の議決を経なければならない。
 - イ. 会則の改正
 - ロ. 解散

第9条 (選挙)

- 1 会長は理事中より4名の選挙管理委員、及び理事以外の個人並びに法人会員中より3名の選挙管理委員を委嘱する。
- 2 個人並びに法人会員は理事に自ら立候補する資格を有する。
- 3 選挙管理委員は理事候補を個人並びに法人会員より推薦できる。
- 4 個人並びに法人会員で、理事に立候補又は推薦された場合は、本人又は推薦者はその旨を選挙管理委員に、明示された立候補締切日までに、届け出をしなければならない。又、選挙管理委員会はその立候補者名を定時総会前に一般公示する。
- 5 理事の選挙は、候補者の中から定時総会において行われる。

第五章

第10条 (会計年度)

本会の会計年度は4月01日より翌年3月31日までとする。

第11条 (会費)

- 1 本会の経費は会費及び寄付金をもって充当する。

- 2 法人会員会費

1 法人の日本人会員数により金額を次の通りとする。

会員数1～3名の法人	E 法人と称する	1 法人年額 \$ 200	議決権 5 票
会員数4～6名の法人	D 法人と称する	1 法人年額 \$ 400	議決権 10 票
会員数7～10名の法人	C 法人と称する	1 法人年額 \$ 600	議決権 15 票
会員数11～15名の法人	B 法人と称する	1 法人年額 \$ 800	議決権 20 票
会員数16名以上の法人	A 法人と称する	1 法人年額 \$ 1,000	議決権 25 票

- 3 個人会員会費 1 家族 年額 \$ 40

- 4 準会員会費

個人会費	1 家族	年額 \$ 40
法人会費	1 法人あたり	年額 \$ 400

尚、いかなる場合も年会費の返納は認められない。

第12条 (監査)

- 1 本会の会計を監査するため、理事より監査役1名を置く。監査役が在任中に事故があるとき、または離任する際は、理事会において理事中より互選により選出する。

第六章 事業、部活動

第13条

- 1 本会に次の各部を置く。
総務部、教育部、文化催事部、その他理事会で必要と認めたもの。
- 2 各部長は、会長によって委嘱され、部活動は部長がその任に当たる。
部長は理事会の協力を得て、部員を構成することが出来る。
- 3 部活動に必要な年次予算並びに企画は、理事会の承認を要する。
- 4 各部の事業及び部活動は次の通り。
 1. 総務部
総会、理事会における議事録の作成並びに保管、会計業務の管理、各種広報活動、渉外に当たる。
 2. 教育部
日本人補習校への協力並びに一般教育活動に当たる。
 3. 文化催事部
文化及び厚生活動、各種運動の実施、婦人関係事業活動、日本人会青少年層の諸活動、並びに地域青少年層との親睦を図るための諸活動に当たる。

第七章 表彰

第14条（表彰規定）

- 1 （表彰対象）
本会は第3条に定める本会の目的に鑑み、以下の者を表彰対象者とし表彰を行うものとする。
 - （1）日本人並びにC N M I 日本人社会全体の親睦と発展のために献身的に奉仕し、顕著な功績のあった個人、法人又は団体。
 - （2）日・C N M I の友好親善の推進に格段の寄与をし、且つ地域社会の発展に多大な貢献をした個人、法人又は団体。
 - （3）寄付行為、人命救助、防災活動、防犯活動、環境保護、整備活動等で日本の名誉を多に高揚させる善行を行った個人、法人又は団体。
 - （4）本会の理事を原則として3期を勤め、本会の発展の為に常に尽力を惜しまぬ活躍をした個人、法人又は団体。
- 2 （表彰者）
表彰は日本人会会長がこれを行う。
- 3 （表彰方法）
表彰は表彰状に記念品を添えて行う。
- 4 （表彰者の推薦）
表彰対象の推薦は本会会員が対象者の功績を記載した推薦状を持って本会会長宛に行うものとする。
- 5 （被表彰者の決定）
被表彰者の決定は理事会に於いて審議の上、原則として出席理事全員の賛成を以って決議されるものとする。
- 6 （表彰の時期）
表彰は原則として定時総会を期に、その席上にて執り行うものとする。

付則

- 1 日本人補習校は、日本人会教育部の活動に帰属する。
日本人補習校の運営委員長は日本人会より選出する。

付記

本会則の制定	1985年3月02日（定時総会）
改正	1990年3月30日（臨時総会）
改正	1995年4月26日（定時総会）
改正	1996年4月04日（定時総会）
改正	1997年4月04日（定時総会）
改正	1998年4月01日（定時総会）
改正	2000年4月03日（定時総会）
改正	2002年2月12日（臨時総会）
改正	2005年4月01日（臨時総会）
改正	2006年4月10日（定時総会）
改正	2011年2月22日（臨時総会）